

# 秋田県立野球場『こまちスタジアム』使用料金表

## 第1 グラウンド・スタンド使用料

令和8年4月1日～

| 区 分         |                      | 使用料の額（単位：円）                 |   |        |         |
|-------------|----------------------|-----------------------------|---|--------|---------|
|             |                      | 1時間につき                      | 午前8時～午後6時まで                             | 一日につき  |         |
| 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに<br>使用するとき | 中学生並びに小学校児童                 | 660                                     | 5,250  | 7,210   |
|             |                      | 大学生及び高等専門学校の<br>学生並びに高等学校生徒 | 1,960                                   | 15,640 | 21,510  |
|             |                      | 一 般                         | 2,780                                   | 22,180 | 30,490  |
|             | その他の催し物に<br>使用するとき   | 平日                          | 6,150                                   | 55,270 | 73,700  |
|             |                      | 土曜日・日曜日・休日                  | 8,560                                   | 77,010 | 102,680 |
| 入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツに<br>使用するとき | 中学生並びに小学校児童                 | 1,990                                   | 19,900 | 25,870  |
|             |                      | 大学生及び高等専門学校の<br>学生並びに高等学校生徒 | 5,900                                   | 59,000 | 76,700  |
|             |                      | 一 般                         | 8,320                                   | 83,150 | 108,090 |
|             | その他の催し物に<br>使用するとき   | 営利を目的としない催し物であるとき           | 1日の入場料の最高額の150人分に相当する額<br>(最低額221,920円) |        |         |
|             |                      | 営利を目的とする催し物であるとき            | 1日の入場料の最高額の150人分に相当する額<br>(最低額277,100円) |        |         |

### 備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した使用料を徴収する。
- 2 この表において「1日」とは、午前8時から午後9時までをいう。
- 3 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名称であるかを問わず、野球場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 4 この表における「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。
- 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

## 第2 付属施設・設備使用料

| 区 分                          |                      | 使用単位                | 使用料の額（単位：円）    |
|------------------------------|----------------------|---------------------|----------------|
| 会議室                          |                      | 1時間につき              | 650            |
| 報道用放送室                       |                      | 1室 1時間につき           | 1,700          |
| 放送設備                         |                      | 1時間につき              | 380            |
| 温水シャワー（シャワー室、審判控室、監督室、女子更衣室） |                      | 1室 1時間につき           | 340            |
| スコアボード                       |                      | 1時間につき              | 1,140          |
| ※ 電気料金（別途）                   |                      | 1時間につき              | 300            |
| 夜間照明設備                       | アマチュアスポーツ<br>に使用するとき | 全灯使用                | 1時間につき 18,420  |
|                              |                      | 3分の1減灯使用（硬式公認試合）    | 1時間につき 12,290  |
|                              |                      | 3分の2減灯使用（硬式一般・軟式試合） | 1時間につき 6,150   |
|                              | その他の催し物に<br>使用するとき   | 全灯使用（プロ野球）          | 1時間につき 147,250 |
|                              |                      | 3分の1減灯使用            | 1時間につき 73,630  |
|                              |                      | 3分の2減灯使用            | 1時間につき 36,820  |
| バッティングゲージ                    |                      | 1台 1時間              | 430            |
| 審判用具一式                       |                      | 1試合につき              | 430            |

### 備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した使用料を徴収する。
- 2 この表において、「1日」とは、午前8時から午後9時までをいう。